

## 【公表資料】平成25年度および平成26年度 補助金関連施策の比較(参考)

平成25年度	平成26年度
<p>&lt;住工共生のまちづくり事業&gt;</p> <p>・相隣環境対策支援補助金 工場から発生する騒音又は振動に関して近隣住宅の居住者等から苦情を受け、その対策として建築物、施設、設備等の新設、改築、増築、交換などを行うモノづくり企業に経費の一部を補助する。 補助率:1/2、補助限度額:1,000千円、対象地域:市内全域</p> <p>・工場移転支援補助金 工業系の用途地域以外に立地している製造業を営む企業がモノづくり推進地域もしくは工業専用地域に機械設備等を移転して操業を継続する場合に、移転にかかる経費の一部を補助する。 補助率:1/2、補助限度額:2,000千円、対象地域:工業専用地域やモノづくり推進地域以外で操業するモノづくり企業</p> <p>・住工共生コミュニティ活動支援補助金 モノづくり企業が地域住民等の広い参加を促して住工共生のコミュニティの活性化につながる 営利目的ではないイベント等を行う場合に、経費の一部を補助する。 補助率:1/2。補助限度額:100千円、対象地域:市内全域</p>	<p>&lt;住工共生のまちづくり事業&gt;</p> <p>・相隣環境対策支援補助金 (拡充のポイント) 補助率:2/3、補助限度額:3,000千円に拡充(ただし、平成26年度～平成30年度の5年度間の限定措置)</p> <p>・工場移転支援補助金 (拡充のポイント) 補助率:2/3、補助限度額:5,000千円に拡充(ただし、平成26年度～平成30年度の5年度間の限定措置)対象地域:工業専用地域やモノづくり推進地域(工業地域及び多くの準工業地域)以外で操業するモノづくり企業</p> <p>・住工共生コミュニティ活動支援補助金  同左</p> <p>・事業用地継承支援対策補助金 (新規) モノづくり推進地域における製造業集積の維持につなげるため、一定の面積以上の土地を、製造業用途の事業者売却する場合に、当該土地所有者に対して補助金を交付する。 *要件としては、①モノづくり推進地域内②250㎡以上の敷地面積③当該土地所有期間が売買契約時に5年以上④当該敷地は製造業として活用されていた物件⑤土地所有者と資本関係等が無い第三者に対する土地の売却(所有権移転)⑥土地購入者が当該土地で工場を新たに建築し、操業する⑦所有権移転後2年以内で操業開始する⑧補助金は操業開始を確認後、交付  補助金額:売買契約金額の3%以内(通常、売買契約の際の仲介手数料は3%+6万円が相場)、 上限5,000千円</p>
<p>&lt;モノづくり立地促進事業&gt;</p> <p>・モノづくり立地促進補助金 市内の工業地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し(工業専用地域では延床面積1,000㎡以上を活用)製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助することで、工場立地に際しての企業のイニシャルコストの低減を図り、製造業の本市への立地促進につなげる。</p>	<p>&lt;モノづくり立地促進事業&gt;</p> <p>・モノづくり立地促進補助金 (拡充のポイント) 対象地域:工業専用地域やモノづくり推進地域(工業地域及び多くの準工業地域)となり、対象エリアを拡充。</p>